

7 文科教第 8 0 1 号
令和 7 年 7 月 3 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
国 立 教 育 政 策 研 究 所 長

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 み づ 枝

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに
社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（通知）

この度、別添 1 のとおり「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（令和 7 年文部科学省令第 18 号）が、別添 2－1 のとおり「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する告示」（令和 7 年文部科学省告示第 61 号）が、別添 3 のとおり「社会教育法第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第 2 条第 6 号の規定により同条第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示」（令和 7 年文部科学省告示第 62 号）が、それぞれ令和 7 年 7 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

これら省令及び告示は、「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和 6 年 6 月 25 日中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会）において、「社会教育主事講習（以下「主事講習」という。）の受講ニーズをさらに喚起するためにも、国は社会教育関係団体や地域学校協働活動等における一定の活動経験や海外大学卒業が主事講習の受講資格要件に参入できることを通知等で明確化する（中略）必要がある。」と提言

されたことを踏まえ、主事講習の受講資格について整理を行い、所要の規定を整備するものです。

今回の改正・制定の概要並びに施行後の社会教育主事の資格及び主事講習の受講資格等の取扱いについては下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用が適切に図られるようお願いいたします。

なお、これら省令及び告示の施行に伴い、従前、社会教育主事の資格及び主事講習の受講資格の取扱いに関する留意点を示してきた「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて」（平成13年12月13日付け13文科生第703号文部科学省生涯学習政策局長通知）は廃止します。

各都道府県教育委員会においては、域内の市（指定都市を除き、特別区を含む。）町村教育委員会（※）及び所管の社会教育施設並びに社会教育関係団体等に対して、各都道府県担当事務主管課においては、域内の市（指定都市を除き、特別区を含む。）町村に対して、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（※）においては、所管の社会教育施設及び社会教育関係団体等に対して周知をお願いします。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより、地方公共団体の長が図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関することのいずれか又は全てを管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。

また、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の2において「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く。」と規定されている趣旨を十分に踏まえ、社会教育主事任用予定者の主事講習の受講促進を通じた計画的な人材育成、地域の実情に応じた社会教育主事の適切な配置をお願いします。

記

第一 改正等の概要

1 社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「講習等規程」という。）の一部改正

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第2項各号（第3号及び第8号を除く。）の規定により短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、次に掲げる者を受講資格に含めること。

（講習等規程第2条第1項第3号関係）

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
 - ② 専門職大学の前期課程を修了した者
 - ③ 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの
 - ④ 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - ⑥ 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成 8 年文部省告示第 148 号。以下「平成 8 年告示」という。別添 2－2 参照。）の一部改正
- 平成 8 年告示一において指定する、法第 9 条の 4 第 1 号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職に、次に掲げる者を含めること。
- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司の職
 - ② 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 8 条第 1 項に規定する普及指導員の職
 - ③ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める社会福祉主事の職
 - ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 35 条第 1 項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職
- 3 社会教育法第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第 2 条第 6 号の規定により同条第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示（令和 7 年 7 月 31 日文部科学省告示第 62 号。以下「令和 7 年告示」という。）の制定
- 講習等規程第 2 条第 6 号に基づく受講資格として、次に掲げる職を指定すること。
- ① 2 年以上児童福祉法第 12 条の 2 第 1 項に規定する児童相談所の所長、所員、又は同条第 4 項に規定する児童相談所の職員であった者で、同法第 13 条第 3 項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者

- ② 2年以上次の業務に従事した者
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士の業務
 - ・社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の業務
 - ・精神保健福祉法（平成9年法律第131条）第2条に規定する精神保健福祉士の業務
- ③ 2年以上、地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として、社会教育関係業務に従事した者
- ④ 4年以上児童福祉士法第18条の4に規定する保育士の業務に従事した者
- ⑤ その他文部科学大臣が①から④までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者

4 施行期日

施行期日は令和8年4月1日とする。

なお、講習等規程及び令和7年告示においては、施行日以降に開始する講習に適用する。また、平成8年告示においては、経過措置として、施行日前に開始した講習の受講資格についてはなお従前の例によることとする。

第二 社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて

1 社会教育主事の資格に係る実務経験等について

社会教育主事の資格要件については、法第9条の4において、原則、主事講習や社会教育主事養成課程での学修の修了に加え、社会教育主事補や教育に関する職等の一定の実務経験が求められている（別添4）。

当該実務経験については、同条第1号において、

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間（以下当該職を「主事補と同等の職」という。）
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）（以下該当業務を「社会教育に関係のある業務」という。）を通算して3年以上とされている。

また、同条第2号においては、「文部科学大臣の指定する教育に関する職」（以下「教育に関する職」という。）を5年以上、同条第3号においては、上記イ、ロ、ハを通算して1年以上とされている。

なお、これらに規定する「主事補と同等の職」（同条第1号ロ）、「社会教育に関係のある業務」

る業務（同条第1号ハ）及び「教育に関する職」（同条第2号）の具体的な範囲等については、平成8年告示において指定されており、その取扱いは本通知によるものとする。

(1) 「主事補と同等の職」の指定について【平成8年告示一：法第9条の4第1号ロ関係】

- ① 平成8年告示一で主事補と同等の職と指定する職の概要は、以下のとおりである。
- ・ 文部科学省、大学共同利用機関法人、関係独立行政法人における、社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職（当該内容の職について、以下「社会教育に係りのある職」という。）
（平成8年告示一の1）
 - ・ 地方公共団体の教育委員会における社会教育に係りのある職（平成8年告示一の2）
 - ・ 児童福祉法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司の職（平成8年告示一の3）
 - ・ 農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員の職（平成8年告示一の4）
 - ・ 社会福祉法に定める社会福祉主事の職（平成8年告示一の5）
 - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第35条第1項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職（平成8年告示一の6）
 - ・ 大学及び高等専門学校における社会教育に係りのある職（平成8年告示一の7）
 - ・ 社会教育施設における社会教育に係りのある職（平成8年告示一の8）
 - ・ 図書館法第4条に規定する司書の職（平成8年告示一の9）
 - ・ 博物館法第4条第4項に規定する学芸員の職（平成8年告示一の10）
 - ・ 社会教育関係団体における社会教育に係りのある職（常時勤務する者に限る）。
（平成8年告示一の11）
 - ・ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職であって、文部科学大臣が平成8年告示一の1から一の11までに規定する職と同等以上と認めた職
（平成8年告示一の12）

② 「主事補と同等の職」の取扱いについて

ア 平成8年告示一に掲げる職については、平成8年告示一の11を除き、非常勤職員が含まれること。

イ 平成8年告示一の2の地方公共団体の教育委員会における社会教育に係りのある職には、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、教育委員、生涯学習審議会委員、地域学校協働活動推進員の職が含まれること。

ウ 平成8年告示一の11の社会教育関係団体における社会教育に係りのある職には、地域の社会教育関係団体又は民間社会教育事業者（※）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画、

実施に当たる職とすること。また、当該職には、事業の企画、実施を行う者を指導監督する当該社会教育関係団体等の会長、副会長、事務局長等の職員（常時勤務する者に限る。）も含まれ得ること。

（※）民間社会教育事業者とはカルチャーセンター等の営利を目的として社会教育事業を行う企業及び一般社団法人等の非営利法人で社会教育事業を行う事業者をいう。

エ 平成8年告示一に掲げる以外の施設等機関、独立行政法人、地方公共団体の教育委員会以外の官公署において、告示一に掲げるものと同様の社会教育に係る職を経験した者についても、法第9条の4第4号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同条第1号から3号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定することで、社会教育主事の資格を有することができることに留意すること。

（2）「社会教育に係る業務」の指定について【平成8年告示二：法第9条の4第1号ハ関係】

① 平成8年告示二で社会教育に係る業務として指定する業務の概要は、以下のとおりである。

- ・ 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、関係独立行政法人が実施する、社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導（当該内容の業務について、以下「事業の企画・立案、指導」という。）（平成8年告示二の1）
- ・ 地方公共団体の教育委員会が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の2）
- ・ 大学及び高等専門学校が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の3）
- ・ 社会教育施設が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の4）
- ・ 社会教育関係団体が実施する事業の企画・立案、指導（平成8年告示二の5）
- ・ 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「国際協力機構法」という。）第13条第1項第4号に規定する国民等の協力活動（平成8年告示二の6）
- ・ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係る事業における業務であって、文部科学大臣が平成8年告示二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務（平成8年告示二の7）

② 「社会教育に係る業務」の取扱いについて

ア 平成8年告示二の1から二の5における「事業の企画及び立案」とは、事業の目標設定、事業計画の作成、講師の確保等、事業内容やその方法等についての企画及び

立案を行うことを、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」とは、社会教育に係る学習又は文化活動等の参加者に対して、講師等として当該学習又は活動等に係る知識・技術を教授したり、参加者の活動を援助すること等をいい、特別な判断を要しない単純な機械的業務についてはこれらに該当しないこと。

イ 平成8年告示二の1から二の5における事業の企画・立案、指導には、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人、地方公共団体、大学等、社会教育施設又は社会教育関係団体の職員以外の形態で事業の企画及び立案に携わることや、外部講師等として指導に携わることが含まれること。このため、例えば官公署や社会教育関係団体等が募集した外部有識者やボランティア、社会教育関係団体の非常勤の講師等として行う業務が含まれること。

ウ 平成8年告示二の2の地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る業務には、地域学校協働活動の一環として行われる学習その他の活動の機会の提供等の事業の企画・立案、指導が含まれること。また、地域学校協働活動に携わる地域コーディネーター、地域連携を担当する教職員、学校運営協議会委員の業務についても、業務内容に応じ、平成8年告示二の2に含め得ること。

なお、国立及び私立の学校が地域と連携・協働して実施する同様の事業の企画・立案、指導については、平成8年告示二の7の業務として取り扱って差し支えないこと。

エ 平成8年告示二の6に規定する「国民等の協力活動」には、国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき、JICA海外協力隊（青年海外協力隊、海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、日系社会海外協力隊又は日系社会シニア海外協力隊）又は草の根技術協力事業の人員として開発途上地域に派遣された者の業務が該当すること。

オ 平成8年告示二に掲げる以外の施設等機関、独立行政法人、地方公共団体の教育委員会以外の官公署、大学等以外の教育機関、社会教育施設以外の施設又は社会教育関係団体以外の団体の実施する事業において、社会教育に係る業務を行う者で、告示二に掲げるものと同様の事業の企画・立案、指導を行った者、及び告示二の6に掲げる以外の外国において行われる同様の活動を行った者についても、法第9条の4第4号の規定により、都道府県教育委員会が社会教育に関する専門的事項について同条第1号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定することで、社会教育主事の資格を有することができることに留意すること。

(3) 「教育に関する職」の指定について【平成8年告示三：法9条の4第2号関係】

平成8年告示三で教育に関する職として指定する職の概要は、以下のとおりである。

- ・学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の校長、教頭、教諭等の職（平成8年告示三の1）

- ・学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職（平成8年告示第三の2）
- ・少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院又は児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職（平成8年告示三の3）
- ・教育に関する職であって、文部科学大臣が告示三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職（平成8年告示三の4）

2 社会教育主事の資格に係る実務経験の期間の計算方法等について

(1) 社会教育主事の資格に係る実務経験の期間の計算方法について

- ① 法第9条の4第1号の規定による実務経験の期間の計算に当たっては、社会教育主事補の職（イ）及び主事補と同等以上の職（ロ）にあった期間並びに社会教育に関係のある業務（ハ）に従事した期間それぞれの期間を通算できることに留意すること。
また、法第9条の4第2号に規定する教育に関する職にあった期間の計算に当たっては、平成8年告示三に掲げる職それぞれにあった期間を通算できることとすること。
- ② 平成8年告示一及び二の職及び業務における実務経験の期間は、当該職及び業務の発令又は委嘱等の期間により計算すること。
- ③ 平成8年告示一の11及び三の1における「常時勤務する者」とは、週当たりの勤務時間が30時間程度以上の者、又は一日6時間程度以上かつ月20日程度以上勤務する者を指すこと。
- ④ 法第9条の4第1号ハにおける社会教育に関係のある業務に係る実務経験の期間の計算に当たっては、日数の累積によることを原則としながら、例えば、220日程度当該業務に携わった場合には1年間実務を経験したものとすること。
また、当該業務に従事した日数については、その従事時間の長短を問わず一日業務に従事したものとすること等、地域の実情に応じて弾力的な取扱いに努めること。

(2) 社会教育主事の資格に係る実務経験の確認について

社会教育主事を採用しようとする地方公共団体の教育委員会は、社会教育関係業務の経験を評価するに当たっては、社会教育主事となろうとする者が示した活動経歴に加え、実務経験としての評価の対象となる活動を行った団体等から活動経歴の証明を求める等、適切に取り扱うよう留意すること。

3 法第9条の4第4号の規定に基づく都道府県教育委員会の認定について

法第9条の4第4号の規定に基づき、都道府県教育委員会が、講習等規程第2条第3号から第6号に規定する受講資格により主事講習を受講し、修了した者（法第9条第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について法第9条第1号から第3号に掲げる者に相当する教養と経験があると認定したものは、社会教育主事とな

る資格を有することとなる（以下「第4号認定」という。）。

(1) 第4号認定による認定の考え方

第4号認定を行う者については、次を目安に認定を行うこと。

- ア 法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を4年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者
- イ 法第9条の4第2号に規定する教育に関する職を6年以上(教育職員の普通免許状を有する者については5年以上)経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者
- ウ 法第9条の4第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職又は社会教育に関係のある業務に相当する業務を通算して4年以上(大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については3年以上、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において講習等規程で定める社会教育に関する科目の単位を修得したものについては1年以上)経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者

(2) 第4号認定における実務経験の期間の計算方法等について

- ① 第4号認定に関し、実務経験の期間の計算に当たって、実務経験の内容が、法第9条の4の複数の号にわたる場合で、かつ、各号のみによっては必要な実務経験の期間の要件を満たすことができないときは、以下のように計算して差し支えないこと。

ア 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については、法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を経験した期間(a1)、同条第2号に規定する教育に関する職に在職した期間(b1)並びに同条第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職及び社会教育に関係のある業務に相当する業務を経験した期間(c1)を次の算式にあてはめ、その和が一以上となる場合には、社会教育主事の資格の認定を行うことができること。

$$(a1/3) + (b1/5) + (c1/3) \geq 1$$

- イ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において講習等規程で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については、法第9条の4第3号に規定する職及び業務を経験した期間並びにこれに相当する職及び業務を経験した期間を合計して1年以上となる場合にも、社会教育主事の資格の認定を行うことができること。
- ウ ア及びイに掲げる者以外の者については、法第9条4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を経験した期間(a2)、

同条第2号に規定する教育に関する職に在職した期間（b2）、並びに同条第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職及び社会教育に関係のある業務に相当する業務を経験した期間（c2）を次の算式にあてはめ、その和が一以上となる場合には、社会教育主事の資格の認定を行うことができること。

$$(a) \text{ 教育職員の普通免許状を有する者 } \quad (a2/4) + (b2/5) + (c2/4) \geq 1$$

$$(b) \text{ (a)以外の者 } \quad (a2/4) + (b2/6) + (c2/4) \geq 1$$

② 都道府県教育委員会の認定に当たっては、別記様式による認定証書を交付すること。

4 主事講習の受講資格等の取扱いにおける留意事項について

主事講習の受講資格要件については、講習等規程第2条の各号において、一定の学修要件又は実務経験等を定めており、その概要は以下のとおりであること。

- ・ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（講習等規程第2条第1号）
- ・ 教育職員の普通免許状を有する者（講習等規程第2条第2号）
- ・ 短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（講習等規程第2条第3号）
- ・ 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（講習等規程第2条第4号）
- ・ 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者（講習等規程第2条第5号）
- ・ 文部科学大臣が同条第1号から第5号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（講習等規程第2条第6号）

なお、同条第4号及び第5号の職や業務の範囲等は、社会教育主事の資格と同様、平成8年告示及び本通知によるものとし、同条第6号の文部科学大臣が認めた者については、令和7年告示及び本通知により取り扱うこと。

(1) 講習等規程第2条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の指定【令和7年告示】

講習等規程第2条第6号で同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の概要は、以下のとおりであること。

- ・ 2年以上児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の2第1項に規定する児童相談所の所長、所員、又は同条第4項に規定する児童相談所の職員であった者で、同法第13条第3項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者（令和7年告示一）
- ・ 2年以上次の業務に従事した者
 - 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30条）第2条第1項に規定

する社会福祉士の業務

- 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の業務
- 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神福祉士の業務

（令和7年告示二）

- ・ 2年以上、地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として、社会教育関係業務に従事した者（令和7年告示三）
- ・ 4年以上児童福祉士法第18条の4に規定する保育士の業務に従事した者（令和7年告示四）
- ・ その他、文部科学大臣が令和7年告示一から四までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者（令和7年告示五）

（2）講習等規程第2条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者の取扱いについて

ア 令和7年告示三の地域振興に関する業務には、地域プロジェクトマネージャー及び集落支援員が含まれること。

イ 令和7年告示五の文部科学大臣が令和7年告示一から四までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者には、学校教育法第104条第7項の規定により学位を授与された者が含まれること。

（3）主事講習の受講資格に係る実務経験の期間の計算方法について

- ① 講習等規程第2条第4号及び第5号の実務経験の期間の計算に当たっては、前記第二2（1）①と同様に、期間の通算を認めることができること。
- ② 主事講習の受講資格を得るための実務経験の期間の計算に当たって、実務経験の内容が、講習等規程第2条第4号から第6号の複数の号にわたる場合で、かつ、各号のみによっては必要な実務経験の期間の要件を満たすことができないときは、以下のよう計算し、これを満たす者については、主事講習の受講資格の認定を行うことができること。

法第9条の4第1号に規定する社会教育主事補の職、主事補と同等の職及び社会教育に関係のある業務を経験した期間（a3）、同条第2号に規定する教育に関する職に在職した期間（b3）並びに同条第1号に規定する主事補と同等の職に相当する職及び社会教育に関係のある業務に相当する業務を経験した期間（c3）を次の算式にあてはめ、その和が一以上となる場合。

$$(a3/2) + (b3/4) + (c3/2) \geq 1$$

（4）主事講習の受講資格に係る実務経験の確認について

主事講習の実施機関は、主事講習の受講資格を得るための実務経験として社会教育に関係のある業務の経験を評価するに当たっては、主事講習を受講しようとする者が示した活動経歴を参照する等、適切に取り扱うよう留意すること。

【別添 1】

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（令和 7 年 7 月 31 日 文部科学省令第 18 号）

【別添 2－1】

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の修得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する告示（令和 7 年 7 月 31 日 文部科学省告示第 61 号）

【別添 2－2】

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の修得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成 8 年 8 月 28 日 文部省告示第 148 号）

【別添 3】

社会教育法第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第 2 条第 6 号の規定により同条第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示（令和 7 年 7 月 31 日 文部科学省告示第 62 号）

【別添 4】

社会教育主事の任用資格及び受講資格について

【別記様式】

社会教育主事資格認定証明書

< 本件連絡先 >

○文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
社会教育人材研修係

TEL : 03-5253-4111（内線 3229・2962）